

「安全な自転車乗車」について再確認を！

道路交通法の一部改正に伴い、6月1日から特定の危険行為を3年以内に2回以上行った14歳以上の自転車運転者を対象にした自転車運転者講習制度が始まっています。先日も、前輪のブレーキがない状態の自転車を運転したとして大学生に対して、受講命令が出されました。

安全な自転車乗車について、児童生徒への指導はもとより、教職員も再確認し、事故防止に努めましょう。

自転車運転講習の対象となる主な危険行為



自転車安全利用五則

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転、二人乗り・並進の禁止
 - ・ 夜間のライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用